

平成30年度

事業計画



社会福祉法人
東京育成園

I. 基本理念と事業

「子ども中心主義」

聖書が示す「わたしの兄弟であるこの最も小さい者の一人にしたのは、わたしにしてくれたことなのである。」(マタイ福音書 25 章 40 節)の聖句が当園の土台となっています。

当園は、このイエス・キリストの言ことばに真摯に応答し最も小さい者のひとりである子ども達をありのまま受容し愛することを使命としています。当園の事業の理念は、この聖書の言ことばに従い、加えて「児童権利条約」、「児童福祉法」、「児童憲章」の理念を大切にし、「子ども中心主義」という言葉で表しています。

つまり、事業の目的は子ども達の幸せを創造するためにあります。そのためには常に、子どもの想いや言葉にできない願いを受け止め、事業が「子どもの最善の利益」であることに努め、子どもとその養育者を含めた幸せが実現できるように取り組みます。

それには、つねに専門性を高めることに努め、自己改革(イノベーション:innovation)を怠らず、神様から委ねられた子ども達の健全育成のために事業を発展させていきます。

これらの理念を実践する当法人の事業は次の通りです。

1. 第一種社会福祉事業

(1) 児童養護施設東京育成園の運営 (定員 52 名)

① 本体施設

定員 35 名 所在地：東京都世田谷区上馬 4 丁目 12 番 3 号

② 地域小規模型児童養護施設 (国型グループホーム) ヒソップホーム

定員 6 名

③ 地域小規模型児童養護施設 (国型グループホーム) マナの家

定員 6 名

④ 施設分園型グループホーム (都型グループホーム) さくらホーム

定員 5 名

2. 第二種社会福祉事業

(1) オリービア保育園の運営

定員：60 名 所在地：東京都世田谷区上馬 4 丁目 12 番 3 号

(2) オリービア保育園一時預けかり事業 (ほっとステイ) の運営

定員：7 名 所在地：東京都世田谷区上馬 4 丁目 12 番 3 号

3. 地域における公益的な取組

(1) こども・子育て研究所の運営

所在地：東京都世田谷区上馬 4 丁目 12 番 3 号

Ⅱ. 社会福祉法人東京育成園第3期事業計画 21 New Project21

[第1期：2002年4月1日、第2期：2009年4月1日、第3期：2014年4月1日～2020年3月31日]

2014年4月1日より第3期5か年計画が実施され、今年度で4年目となり計画の中間期を過ぎました。この5か年計画は、21世紀型児童養護施設をめざすものとして、2002年4月1日に第1期5か年計画「Project21 (Rebirth Children`s Home Tokyo Ikuseien 21)」としてスタートしました。

5か年計画の目標達成を図るために「プロジェクト21推進委員会」を、理事長(統括園長)を推進委員長とし、法人の財務担当理事 (FD: Financial Director)、児童養護施設園長、統括主任、ケアワーク推進部門主任、副主任、ケースワーク推進部責任者により計画の遂行、評価、課題等の検討やマネジメントを合議によって推進しています。また、同じようにオリビア保育園においても「プロジェクト21推進委員会」を、理事長(統括園長)、法人の財務担当理事(FD)、園長、主任保育士、副主任保育士、その他必要に応じた職員を加えて行われ、それぞれの基本目標を着実に達成して来ております。特に、子どもたちが生活するための快適な環境整備の質的向上と継続、職員の専門性の向上を目指した様々な研修体制の確立、さらに、自らが学び研究して行く専門性の向上が着実に進められています。また、誇りの持てる職場、働きやすく長く勤められる職場の実現のために、職員の処遇をはじめ職場環境の改善にも、一定の成果を見ることが出来ております。その基本となる経営の安定化は、長年の赤字体質から第1期5か年計画で黒字へ改善を達成してから財政健全化は維持され、また、さまざまな目標が果実として実りを見せ、5か年計画を実行してきたことの高い評価が出来ることから、今年度もさらに目標の達成と充実を図ります。

第3期5か年計画プロジェクト21の進捗

第3期5か年計画は、今年度4年目に入り9本の基本目標は着実に実行されております。基本目標Ⅰ. 基本理念「子ども中心主義」はすべての職員が仕事の基本として進めていきます。Ⅱ. 「専門性の向上」は、キャリアアップ推進部門が各職員の専門性の向上を支援し、各職員に今後必要な研修の助言体制を確立し進めます。また、ワークショップ(小研究会)は第3期を迎え新たな研究テーマで充実を図ります。Ⅲ. 「子ども家庭支援」は、子どもたちのアドヴォケーションに添うものとして当園の主題目として取り組んでおり、子どもと家族支援をさらに充実していきます。Ⅳ. 「子どもの学力向上」は、昨年より専門教師により園塾を開校し、そろばん、算数、個人指導、さらに、インターネット学習(CCD ネット)や外部の学習塾への通塾、学生等の学習ボランティア活動の活用により少しでも実力が付くように図って行きます。Ⅴ. 「職員福利厚生」は、給与改善、休暇制度の充実を図ります、また、残業の要因を研究し残業を減らす取り組みを進めます。Ⅵ. 「経営の安定化」は、第1期で果たした黒字化による経営安定を、財政面、事業面でさらに進めていきます。Ⅶ. 「保育運営の改革」は、

上馬の開設が3年目を迎え全クラスの園児定員を満たす年度になるため、新たな保育技術向上を目指していきます。Ⅷ.「地域福祉文化の推進」は、地域連携、地域福祉の推進、また、昨年度開設した「東育・こども子育て研究所」の充実を図ります。Ⅸ.「海外子ども福祉の支援」は、フィリピンの子どもの学校通学支援の継続、日本で児童福祉を学ぶ留学生のために部屋の提供と施設現場学習の支援、また、韓国の児童養護施設アンヤンの家との相互交流を行います。今年度は当園から高校生が韓国アンヤンの家を訪問し、子どもたちとの交流を行います。

[第3期5か年計画基本目標]

- 1 基本理念の具現化の継続
- 2 専門性の向上（サービスの質の向上）
- 3 子ども家族支援の重点的取り組み（ファミリーソーシャルワークの確立）
- 4 子どもの学力向上
- 5 職員福利厚生への向上
- 6 経営の安定の確立
- 7 保育所運営の改革
- 8 地域福祉文化の推進
- 9 海外子ども福祉の支援

1 基本理念の具現化の継続

伝承されて来た当園の理念は、「子ども中心主義」と単純化して職員一人ひとりの自覚を図り、養護実践の土台として日々具現化を図る努力を推進してきました。結果、どの職員も理念を理解し実践に活かされてきていますが、この目標は、第1期から継続して来ている永遠の目標であるため、新事業計画においても重要な当園の基本として継続していきます。さらに、子ども中心主義の理念の具現化として、子どもの最善の利益の視点に立った支援とは何かをあらゆる場において探求していきます。

2 専門性の向上（サービスの質の向上）

職員の専門性の向上は必要不可欠なことであるため、第2期事業計画から加えられた基本目標です。この具体的な取り組みとして下記のことを実行していきます。

(1) オン・ザ・ジョブ・トレーニング

- ① 新任職員への援助技術実践演習
- ② 中堅職員への援助技術実践演習
- ③ ホーム長へのホーム運営の実践演習
- ④ 子ども家族再統合におけるファミリーソーシャルワーカーとの連携

⑤心理担当職員と居室担当ケアワーカーとの連携

(2) オフ・ザ・ジョブ・トレーニング

①園外研修への積極的な参加

②資格取得への援助

③大学院等への進学へ支援

(3) 研究活動の推進

ワークショップ（7研究グループ、3年間研究）、

昨年度は第3期の研究活動が開始され、第2期の研究結果を紀要第2号として発行しました。今年度は第3期の2年目となり実りのある研究活動を行います。

(4) 組織的支援体制の確立

本園と各ホーム、各グループホームの連携を常に図り、必要に応じて統括主任、主任、副主任、ケースワーカーらの援助を行い、各ホーム、ケアワーカー職員等の孤立化を防ぎます。

(5) キャリアアップ部門による各職員の専門性向上の支援

平成27年4月よりキャリアアップ部門が創設され、園内の研修体制の充実、さらに各職員の専門性向上のために、一人ひとりのキャリアレコードを作成し専門性の修得状況や、今後必要な学びへの助言などを行ないます。

3 子ども家族支援の重点的取り組み（ファミリーソーシャルワークの確立）

(1) 子どものアドボケイトに応える

子どもは誰でも、優しい父母に愛されて一緒に暮らしたいと願っています。児童養護施設はそれらの願いが叶わないことから、子どもたちが親から離れて施設で生活をせざるを得ないことです。当園は、子どもたちの願いに沿って支援を行います。親や家族と再び共に暮らしたいという、子どもたちのアドボケイト（本当の願い）に応じて、家族の再統合への支援を進めて行きます。

(2) ファミリーソーシャルワークの専門性の向上

子どもたちの在園期間を平均3年と目標を定めています。この実現のために、子どもと家族の再統合に重点をおいています。ケースワーク推進部門は、子どもと家族の再統合や子どもとの家族関係の再構築支援のための、さらなる専門性の向上の取り組みを行います。

(3) 家族再統合が見込めない子どもへの支援

子どもの全てが家族再統合を図ることが困難なことがあります。そのために、個々の子どもの課題に沿って、養育里親等、適切な社会福祉制度を活用して支援して行く必要があります。子どもたち一人ひとりの長期計画を立て、子どもの最善の利益のために、適切な方法を考えて進めて行きます。

4 子どもたちの学力向上の取り組み

第3期事業計画に、新たに加えられた基本目標です。現在、学習ボランティアは、子ども1人に対して約1~2名の学習ボランティアがついて指導が行われています。この活動は子どもたちの学力向上に大きな力となっています。それと並行して、園内において教育指導の専門家により、子どもたちの確実な学力向上を図るための、取り組みを実行しています。この取り組みは、子どもたちの自信と自己肯定感を向上させるために行うものであり、子どもたちの学力成績がクラスの中位以上の位置になれるように願っています。

平成27年9月から開始した、中学生の個人指導として行っているインターネット学習(CCDnet)は、中学生からも好評で成績向上に寄与しているので、今後も継続していきます。さらに、平成29年2月から週1回、小学生を対象にしたそろばん教室、さらに小学5年生グループ、小学6年グループに対する算数教室が開校しています。さらに、学力が著しく遅れている中学生に対して、家庭教師による個人学習指導を行っています。この家庭教師は元学校教師や学習塾等の教師歴があり、高い専門性と経験を持つ学習指導が期待できることから、さらにこの取り組みを今年度も推進していきます。

5 職員福利厚生への向上

児童養護施設は、高い専門性が必要とされています。当園の職員は高い専門性を有しております。この高い専門性を維持するためには、長く勤められる環境整備が必要です。そのため、職員福利厚生への向上が大切です。常に、プロジェクト21推進委員では、職員の福利厚生について考え検討しており、今年度は下記のことを実行していきます。

(1) 長期休暇取得制度の推進

この基本目標は第2期に加えられたものです。有給休暇取得率を上げるための方法として、7日間連続長期休暇制度を導入し職員から好評を得ています。この制度の継続と発展を行います。

(2) 職員増員による業務の軽減化

本計画の第2期の中で、当園児童養護施設は専門機能強化型施設に移行し職員の増員が実現しました。さらに、平成26年3月に、国の政策により職員の配置基準が改正され、平成27年4月から、1ホームに職員4人体制でホーム運営を行う事が出来るようになりました。また、IT化の進展により相当の業務省力化が進められています。さらなる最新技術を活用するなどの工夫を行い、常に省力化の研究を怠らず新しい方法を発見して業務軽減を実現して行きます。特に、昨年度から超過勤務の削減を研究し実行してきた結果、相当の超過勤務の削減に成功しました。今年度も、超過勤務の削減に努力していきます。

(3) 職員処遇の改善の努力

職員の処遇改善は常に取り組まなければならないことです。特に、働きに応じた給与が支

給されることは大切です。また、超過勤務手当をはじめとして諸手当の改善を含めた努力は、措置費制度という限定された条件の中ではありますが、可能な限り怠らず行っていきます。

(4) 産休・育休後の復職支援

当園の養護理念の特徴で長年継続してきた小舎制は、結婚後も継続して働くことが困難でした。しかし、第2期では、さまざまな工夫を行い、結婚、産休、育休の状況でも仕事を継続することが実現しました。29年度は、東京育成園では4人の職員が、オリーブ保育園では1人の職員が育児休業を取得し、オリーブ保育園では3人の職員が育休を経て職場復帰しています。30年度は東京育成園の4人のうち3人の職員が職場復帰します。そのためには、育児と仕事の両立を図れるように、当園独自の「常勤的・非常勤制度」で保障しています。この制度は、身分は常勤の保障を行い、働き方は、20時間から40時間の間で、子育てを優先して働く時間を申告するものです。こうした工夫は今後も進めていきます。なお、今年度は、男性職員が半年間の育児休業を取得します。

(5) 将来性のある人材確保

将来性のある新職員を採用するために、東京育成園やオリーブ保育園で実習した学生の中で、優秀な学生を有給のインターン生として採用し、人材確保につなげていきます。

6 経営の安定

(1) 経営努力

当園事業の長年の赤字経営は、第1期5か年計画で、黒字経営への転換を成し遂げることが出来ました。今後も、無駄な経費の削減や効率的職員配置などの努力を行い、安定した経営の継続に努めます。

(2) 寄付金等の援助増進への取り組み

民間施設の最大の収入源は、公的資金を除くと寄付金となります。今後も企業や個人の篤志家に働きかけて、協力を求め経営の安定化を図って行きます。

7 保育所運営の安定化

平成28年4月に、新園舎の完成と共に経堂コドモの園保育園から、オリーブ保育園と名称を変えて出発しました。今年度はすべてのクラスが満たされることから、さらなる保育の内容と充実を図るための取り組みを行って行きます。園内研修の充実や園外研修に職員を派遣して、保育技術の向上を図ります。またプロジェクト21計画の推進のために、推進委員会を定期的に開催し保育園運営に必要な事柄を話し合い推進して行きます。

8 地域福祉文化の推進

当園の事業は、地域住民に期待される有用な社会福祉資源として活用されることが大切で

す。このために、当園の事業で蓄積されてきた児童福祉の専門性やこども・子育て支援の技術、社会福祉の制度の知識等の提供を、地域住民のために有効活用を行う事を企画します。さらに、当法人の施設等を可能な限り地域の人々の活動に解放し、地域の福祉文化創造に寄与して行きます。平成29年度4月から「こども・子育て研究所」を創設したが、さらなる発展を企画していきます。

◇「こども・子育て研究所」の運営

今年度はさらなる地域の子ども・家族支援として、「こども子育て研究所」を充実し次のことなどに取り組みます。

「こども・子育て研究所」

①相談事業

- *乳幼児期相談
- *学童期相談
- *思春期相談
- *児童発達相談
- *児童福祉に関する公的サービス等の利用相談

②子どものためのイベントの開催

③研修・研究事業など

④東京育成園運営ハンドブック(仮称)の編纂

編集委員会を組織し、当園が蓄積してきた児童養護の専門的取り組みをまとめていきます。

9 海外の子ども福祉の支援

この基本目標は、第2期の中で中国、韓国の留学生を受け入れ、日本の児童福祉を学ぶ3名の留学生を支援して来ました。この海外留学生の支援と共に、東南アジアの要保護児童の教育支援などを行います。特に、職員一同の厚志により長年続けている、フィリピンの経済的に恵まれない子供たちの支援を今年も行います。さらに、平成27年度から行われている韓国の児童養護施設アンヤンの家の子どもたちとの交流も進めます。今年度は当園の子どもたちがアンヤンの家に訪問する予定です。下記の項目について継続していきます。

- ・東南アジア等の恵まれない子どもたちへの支援として、フィリピンの恵まれない子どもたちの教育支援を、職員一同の寄付により2人の子どもの支援が行われているが、今年度も支援を継続する。
- ・海外福祉留学生の受け入れ
- ・海外の要保護児童対策を視察する。

Ⅲ. 法人運営に関する事項

1. 社会福祉法人改革

平成 29 年 4 月 1 日に社会福祉法が大幅に改正され、社会福祉法人は「公益性の高い事業運営」「説明責任」「地域への貢献」を強く求められています。

当法人は、前年度に引き続き、次の項目に重点的に取り組みます。

(1) 経営組織のガバナンスの強化

理事会を業務執行に関する意思決定機関として位置付けます。評議員選任・解任委員会の委員の選任、評議員候補者の推薦などを行います。

評議員会は必置の議決機関として位置付け、定款変更、理事・監事の選任・解任、解散の決議、合併の承認、決算承認、理事の報酬の決定、他重要事項の承認など重要事項を決議します。評議員の選任は、評議員会選任・解任委員会が行います。理事と評議員の兼任を廃止し各々役割を明確に区分します。

監事は理事会に出席し議事録に署名します。また員選任・解任委員会の委員となり、評議員を選任します。

(2) 事業運営の透明性の向上

財務諸表、現況報告書、役員報酬基準を公表し、特に役員区分ごとの報酬総額を追加した上で、閲覧・公表対象とします。

(3) 財務規律の強化

役員等関係者への特別の利益供与の禁止し、社会福祉充実残額（再投下財産額）を明確化し公表します。同残額が生じた場合には、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画を作成し実施します。

(4) 子育て研究所の設置（地域における公益的な取組の実施）

当法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、こども・子育て研究所を設置し次の事業を無料にて実施します。

① 相談事業

地域の方々の子育て支援として、育児相談、学童相談、思春期相談、児童発達相談、児童福祉に関する公的サービス等の利用相談等の各種相談事業を実施します。

② 子どものための事業

地域の子ども達を対象とし「英語で遊ぼう」「子どものための囲碁教室」を実施します。

③ 一人暮らしの方々のための事業

特に園に隣接する地域の一人暮らしの方を対象に配食サービスを試行する。

④ 研修・研究事業

地域の方々のために、子どもの健全育成に関する研修を開催し、児童福祉に関する研究、紀要の発行を行います。

2. 法人内事業の利用者満足度の増進

法人が運営する各種の事業において、それらの福祉サービス利用者が常に高い満足のできる内容を提供することは大切なことです。そのために各事業体には、子ども中心主義の理念を中心におきイノベーション（innovation）を自覚し、日々において事業改革を促進するとともに、新しい知識と技術を研修し、新たな前進のために自ら研究する姿勢を重視します。

3. 職員処遇の向上に努める

子ども中心主義の理念を具現化する一つに、福祉サービス提供者である職員の姿勢が重要なことです。まず、レベルの高い職員の採用にはじまり、採用後の高いモチベーションの維持、専門性を高める姿勢、利用者の尊厳を守り温かい眼差しに基づくサービスが提供されなくてはなりません。そのためには職員の自覚とともに、法人としてできる限り働きやすい環境の創造や職員処遇改善に努めることは大切なことと考え、措置制度の限度のある中ですが、常に一步でも改善できるように努めて行きます。

4. 福祉サービス第三者評価の受審

当法人が実施しているサービスを、福祉サービス第三者評価機関により評価されることにより、サービス向上の改善努力の促進をします。また、評価結果を幅広く利用者や他事業者に提供し、サービスの内容を外部から見えるものとする事により、事業の透明性を目指します。平成 29 年度も、児童養護施設東京育成園及びオリーブア保育園ともに、福祉サービス第三者評価を受審します。

5. 法人監事監査、内部経理監査の実施

法人の健全な運営を目的として、法人監事監査を実施します。時期は5月の決算理事会開催前とし、「監事監査重点5項目指針」にしたがい①理事の業務執行状況等、②不動産等資産の状況等、③事業計画の執行状況等、④決算報告書等による会計経理の状況等について実施します。

6. 児童養護施設東京育成園グループホーム「マナの家」の移転

当園近隣の不動産会社の協力により、当園にグループホームとして賃貸するための建物が29年10月から30年2月にかけて建設された。東京都、世田谷消防署とは打ち合わせを積み重ねており、3月中に東京都の現地検査、世田谷消防署との最終打ち合わせを経て契約を交わし、30年4月1日より使用開始する予定である。

設計段階から当園への打診があり、子ども部屋の配置や面積、水回りや厨房の仕様、階段の位置など、当園の希望を取り入れていただき、グループホームとして使用するにふさわしい建物となっている。

所在地は現在のマナの家から250m離れた場所に位置し、小学校、中学校の学区域も同じである。児童定員6名で児童居室は5室確保されている。1人当たり平均6.4㎡（約4畳）で今まで手狭だった子どもの生活環境を改善することができる。

なお家賃は、全額が公費で補助される予定である。

7. 松島奨学金の支給

児童養護施設退園児童の進学を支援するために、当園から自立し大学に在学する2名に松島奨学金を支給します。

8. 情報の開示

地域住民や一般市民に積極的に情報を開示し、経営の透明性の確保するために、当園の定款、法人現況報告、事業報告書・決算書並びに福祉サービス第三者評価を、当園のホームページに掲載し、本園本館ロビー等でも閲覧できるようにします。また、東京都が指定する「福祉サービス第三者評価を活用したサービス改善計画・実施状況」並びに「財務情報」を、本園本館ロビー及びオリーブ保育園ロビー等でも閲覧できるようにし、必要に応じて利用者等関係者に配布します。

9. 地域教会との連携

東京育成園はキリスト教主義施設であるためディアコニア神学の展開が求められます。

平成30年度 主要行事等計画予定表

月	法人本部主要行事
4	辞令交付式、
5	監事監査、理事会、松島奨学金授与
6	評議員会、法人現況報告、法人調査書、資産変更登記、
7	福祉サービス第三者評価契約
9	理事会
3	理事会

IV. 「児童養護施設東京育成園」運営に関する事項

1. 社会福祉法人東京育成園第3期事業計画21に基づく平成29年度事業

21世紀型児童養護施設をめざす第一歩として、2002年4月1日に第1期5か年計画「Project 21」がスタートし、2009年4月1日に第2期5か年計画が行われました。2014年4月1日より、第3期5か年計画が実施されています。

平成29年度は第3期5か年計画の4年目にあたり、計画を達成するために次の取り組みを行います。

(1) 基本理念の具現化の継続

子ども中心主義の理念の具現化として、子どもの最善の利益の視点に立った支援とは何かをあらゆる場において探求しその努力を継続していきます。

(2) 専門性の向上（サービスの質の向上）

① キャリアアップの推進

26年度より設置されたキャリアアップ推進部門が中心となり、職員の専門性の向上のために、次の取り組みを行います。

i. オン・ザ・ジョブ・トレーニング

ii. オフ・ザ・ジョブ・トレーニング

- ・園外研修への積極的な参加
- ・園内研修の企画、実施
- ・資格取得への援助
- ・大学院等への進学へ支援

② 研究活動の推進

ワークショップ（7研究グループ、3年間研究）

③ 組織的支援体制の確立

本園と各小舎制、各グループホームの連携

(3) 子ども家族支援の重点的取り組み（ファミリーソーシャルワークの確立）

園を利用している子どもたちの本当の想いに添って（アドヴォケーション）、日々の支援をします。特に、家庭から離れて生活する子ども達の早期の家庭復帰の希望に添って、一日も早い家族再統合の取り組みを図ります。長期に家族再統合が見込まれない子どもについては、養育家庭や里親、フレンドホーム等の開拓に努めます。

ケースワーク推進部門は家庭支援専門相談員・自立支援コーディネーター・里親支援専門相談員から成り、これらケースの進行管理を担います。支援にあたってはホーム担当ケアワーカーと協働し、児童相談所をはじめとする各関係機関との連携をもとに、各種支援計画の作成と実行、評価などに対して助言や指導を行います。

(4) 子どもの学力向上の取り組み

プロジェクト 21 の第 3 期計画に新たに加えられた本目標の実現のために、藤田和子おばさま自立支援基金も活用し、学習支援事業を展開します。

小学生（小 1～小 5）を対象とした「そろばん教室」（講師は女性 2 名）を週 1 回 60 分開催し、集中力を高める取り組みを今後も行います。この活動を小遣い帳の精算等、支援の中にも取り入れて生活に根差した取り組みとしていきます。

また、今年度も人材派遣会社 IST から長年学習指導に携わってきた講師を招き「算数の集団園内塾」（小 5.6 年）を週 1 回 60 分開催し基礎学力の定着を図ります。また中学生に対しては、学習支援に向けたアンケートを実施し、必要に応じて「IST 個別園内塾」を週 1 回 60 分開催します。この取り組みでは中学校で学ぶ範囲にとどまらず、小学時代の範囲（例えば分数・小数・掛け算等）まで遡りながら、学力の底上げを図ります。

以上の取り組みを通じて、子ども達の自己肯定感を高め、自身の自己実現に繋がるよう支援して参ります。

(5) 職員福利厚生への向上

職員の高い専門性を維持するためには、長く勤められる環境整備が必要です。また、将来性のある職員を採用するためにも、職員福利厚生への向上が大切です。そのために、平成 30 年度は特に下記の事について取り組みます。

① 長期休暇取得制度の推進

平成 21 年度より開始した長期休暇制度を今年度も継続して実施します。フリー職員が居室のローテーションの援助に入り、2 年目からの職員が連続で 7 日までの有給休暇を年に 1 回取得できるように計画、実施し、職員のリフレッシュとやる気の向上を目指します。

② 職員配置基準改定に伴う職員体制の強化と業務の軽減

28 年 4 月から全ホーム 4 人体制に移行していますが、30 年度もこの体制を継続し、児童の個別ケアの充実を図ります。

③ 職員処遇の改善の努力

職員処遇の改善の一環として 28 年 4 月から 4 週 8 休体制に移行していますが、30 年度もこの体制を継続します。

29 年度末に実施した職員給与の大幅な改善（社会的養護処遇改善）を 30 年度も継続して実施します。また、日頃の職員の労苦に応えるため、財政状況を勘案しながら年度末に一時金を支給します。

④ 産休・育休後の復職支援

育児休業から復帰した職員が子育てと当園の仕事を両立できるための取り組みは、すでに実績を積んでいます。30 年 4 月に育児休業から復帰する職員が 3 名いることから、さらに継続して検討と改善に努めます。

⑤ 将来性のある人材確保

国の「児童養護施設等の職員人材確保事業」を活用し、将来性のある人材を確保するた

めに、当園で実習した学生の中で優秀な学生を有給のインターン生として採用し、人材確保につなげていきます。

(6) 経営の安定

① 経営努力

平成 30 年度も、職員配置基準の理解とその効率的な運用に努め、資金が効果的に活用されるよう努めます。

② 寄付金等の援助増進への取り組み

多くの篤志家、企業に働きかけて協力を求め経営の安定化を図ります。また、継続的な協力者を大切に、園の取り組みを定期的に報告する等協力が園の運営に活かされていることを伝えていきます。

協力者、ボランティアのデータ管理を一元化し、情報の交換、意思疎通の円滑化を図ります。

(7) 地域福祉文化の推進

当園聖堂並びに会議室等を活用し、落語の会、音楽会、映画上映会、講演会等様々な催しを企画、開催していきます。また、世田谷地区社協様や青少年上馬地区委員会様とも協同で、地域に根差した音楽会やイベントを開催していきます。

当園職員その他、地域のボランティアの協力によって運営していきます。これらを通して当園をより深く理解していただき、地域社会の中で今後も共存できるように取り組みます。

(8) 海外の子ども福祉の支援

① 留学生の受け入れ

韓国の留学生を受け入れ、日本の児童福祉を学ぶための支援を継続して実施します。

② 韓国児童養護施設「アンヤン」との交流プログラム

今年度も日韓施設間交流を実施します。目的は韓国と日本の児童養護施設の相互理解と未来構築であり、当園の奨学基金設立者大久保秀夫氏の支援によるものです。交流施設はアンヤンという児童養護施設で、年に一回、3～4泊で中高生 3～4名を相互に派遣します。

平成 30 年度 主要行事等計画予定表

月	児童養護施設主要行事
4	就任式、高校生オリエンテーション、ボランティアオリエンテーション
5	ゴールデンウィーク一時帰宅、端午の節句、職員健康診断、中学3年生進路、実習生オリエンテーション 地域小学校交流会 自立訓練オリエンテーション(高2・高3)
6	施設調査書、フレンドホーム交流会、自立訓練オリエンテーション(高1)
7	地域中学校交流会、ボランティア交流会、七夕祭り、プール開き、幼児キャンプ、小学生キャンプ
8	中高生プログラム、夏休み一時帰宅、夏休みさよならガーデンパーティー
9	お月見、炊き出し訓練
10	イモ掘り招待、
11	福祉サービス第三者評価受審、職員親睦行事、幼児祝福式、子ども健康診断とインフルエンザ接種 駒中行事(Tボール大会)手伝い
12	クリスマス礼拝、餅つき、大掃除、冬休み一時帰宅、大晦日
1	新年礼拝、七草、鏡開き
2	節分豆まき、発表会
3	ひな祭り、自立訓練、ボランティア感謝会、お別れ激励会、新任オリエンテーション、春休み一時帰宅、春休みホーム外出

注意・児童養護施設では、礼拝、スーパービジョン、献立会議、避難訓練などを毎月開催

2. 基本理念に基づく子どもの権利擁護

職員一人一人が、当園の理念である、「聖書、マタイ福音書 25 章 40 節」「子どもの権利条約」「児童福祉法」「児童憲章」に示される「子ども中心主義」を常に念頭に置き、「子どもの最善の利益」が保証され、護られるように、倫理綱領を厳守し、日々の支援を顕彰し合いながら職員の資質の向上に努めます。

(1) 子ども達が自由に意見を表明できるように

子ども達の日常生活の場面で、子ども達が自由に自分の意見を表明できるための環境づくりに努めます。小舎単位の生活支援の中で、その基礎となる子どもと職員の間関係づくりに努め、また子ども達と職員の話し合いの場である「ホーム会」を開き、生活の中で起きる様々な課題や役割等について、子ども達が自由に意見を交わし、自分の希望を表明できるよう援助します。子ども達の希望には可能な限り応え、また応えられない場合もその理由を明確に示すように努めます。

子どもたち全体を把握している統括主任や F S W、心理職員や栄養士・調理スタッフも定期的にホームに入り、子どもたちからの声を多角的な視点から丁寧に聞きとれるように努めます。

園全体で取り組む行事等のプログラムは、子ども達の興味や趣味を尊重し、企画、運営に子ども自身が主体的に関われるように努めます。招待行事等への参加については、一人一人の自由な選択を尊重します。

(2) 子ども達が自他の権利を尊重できるように

東京都の作成した「子どもの権利ノート」を入園時に児童福祉司より渡され、説明を受けることになっています。当園としても職員が必要に応じて、「権利」について年齢、発達段階を考慮しながら補足説明を実施いたします。自分自身の権利が守られることの重要さと共に他人の権利を守る重要さも学んで行けるように、日々のホームでの生活を中心に子どもたちに語りかけ、他者との関係の中で体験を通して学べるように支援します。

(3) 子ども達のプライバシー保護のために

子どもの居室はプライバシーに配慮した空間が保守できるように構成されています。また、子ども宛ての手紙等は、本人自身が開封することや、必要最低限の私物の点検も、本人の同意を得て行うことを基本としています。

職員は職種を問わず、業務上知り得た子ども及びその家族の情報について、守秘義務を徹底しています。ただし、子どもの生活支援上、子どもの利益につながる個人情報の第三者への提供については、園長との協議を経た上で慎重に行っています。

実習生やボランティアに対しても、オリエンテーションの中で、守秘義務を徹底しています。加えて、実習生等の学びのために個人記録を読むときは園長の許可を得ることと当園職員の立会いの下でメモを取らずに行うこと、また、子どもに関する情報を大学等園以外で使

用する場合は、同じく園長に文書で発表内容を提出し許可を受けることを課しています。

(4) 子ども達の出生や、家族の状況等を知る権利への配慮

子どもたちの個々の成長にあわせ、保護者や児童相談所と連携して、子どもたちに対し、可能な限り家族の情報を伝えていくように努めます。その際は、子どもの希望を第一に尊重しつつ、自分の出生や家族の状況を受け入れられる子どもの状態であるか否かを判断した上で実施します。子どもが受け止めにくい情報については、伝え方、伝える時期、伝えた後のフォローを関係者が慎重に検討し、連携を密にとりながら子どもの様子を観察し、子どもたちが自分の背景を肯定的に受け止められるよう、役割を決めて支援します。

(5) 子ども達への懲戒権濫用の禁止

職員は懲戒権の濫用禁止を明確に理解し厳守します。園は体罰を禁止しています。子どもが出している問題行動については、要因について専門的な視点からアセスメントし、強制的な指導による援助ではなく、子どもが納得して自発的に行動が改善出来る援助技術等の習得に努めます。研究に努めることを職員の専門性として求め、園の指導方針として徹底します。その方法や技術のスキルアップは、園内外の研修や、OJTの中で企画し、ロールプレイや実践例の学習を通して専門的な援助技術の習得を励行します。

(6) 子どもからのサービス評価の実施

子ども達の視点に立った人権やプライバシー保護に配慮し、子どもの最善の利益に合う支援サービスを行うために努力します。

第三者評価に組み込まれている子どもからのサービスの評価を活用し、子どもの声に真摯に耳を傾け、職員の支援を見直し、サービス向上に努めます。必要に応じて、子ども達が直接職員に希望を伝え、意見交換できる場を設定し、双方の理解が深められるよう努めます。

また、行事後のアンケート等を通して、子どもたちからの意見を吸い上げ、子どもたちの希望が反映されるように、その都度、行事の見直しも行います。

(7) 子ども達の苦情解決のために

当園の苦情解決要綱に基づき、子ども達及び保護者の苦情に対応していきます。

- ・日々の生活の中で、全ての職員が子どもの意見に耳を傾け、解決に努めますが、特に、苦情解決の体制として、施設長が苦情解決責任者となり苦情解決委員会を設置します。子ども及び保護者からの苦情に対しては、統括主任・F S Wが園内の窓口となります。その他、子どもの人権擁護に関心の高い園外の社会的立場にいる苦情解決第三者委員3名を理事会、評議員会の承認を得て委嘱し、複数の委員が、子どもの立場に立った苦情解決を実践します。
- ・苦情解決の仕組みや苦情解決第三者委員の存在については、子ども保護者に対し、入園時のオリエンテーションの中で説明し、ホーム内にもポスターを掲示し周知します。また、意見箱（ポストくん）を設置し、子ども達が自由に苦情を訴えられるように努めます。
- ・受けつけた苦情については、苦情を申し出た当事者が不利な立場にならないよう十分配慮

しながら聞き取りを行い、解決に向けて検討・対応します。話し合われた内容・経過・結果は、正確に記録し、苦情解決責任者及び委員及び関係者に報告します。

- ・苦情への検討内容や対応結果は、必ずフィードバックし、苦情を申し出た子ども及び保護者が納得できる解決になっているか確認します。

- ・苦情の申し出の有無にかかわらず、第三者委員会を年2回開催し、子ども達の生活状況の評価や、意見箱(ポストくん)に投函された苦情とその対応等について話し合いを行います。

- ・第三者委員には、委員会開催時にホームへの夕食入り、ガーデンパーティー、クリスマス会、発表会への積極的な参加を呼びかけ、子どもたちとの交流の機会を持ち、第三者委員と子どもたちが話しやすい関係作りができるように努めます。

(8) 被措置児童等虐待対応

平成21年に改定された、児童福祉法33条の10に基づいて、さまざまな事情で当園での生活を余儀なくされている子どもたちが、当園の理念である「子ども中心主義」や、支援の理念である「総合養育環境療法」の視点から、「子どもの安全と安心できる暮らしを護る」ことを常とし、「子どもの安全・安心を護る委員会」を設置し、子どもの権利擁護が護られた支援が行われていることを点検確認します。

(9) 権利擁護の自己点検結果に基づく規程、マニュアルの整備

以前から検討課題となっていた、「子どものプライバシー保護規程」「施設構造・居住環境点検マニュアル」(何れも仮称)の作成につきましては、「職員として留意すべきこと」のマニュアルの中に「子どもたちのプライバシーに配慮すること」として組み込み、作成しました。昨年度の新任職員には、年度初めのオリエンテーション時に説明し、また、OJTの中でもテーマとして、全職員が熟知できるように努めています。住環境については、「安全・安心・快適な生活を提供するために」のマニュアルを作成し、3カ月ごとに、主任・副主任が中心となり、全ホームの点検を実施しており、今年度も継続します。

また今年度も、全国社会福祉協議会が実施している「人権擁護のためのチェックリスト」に沿って、全職員が自己点検し、子どもたちの人権擁護と人権侵害の防止に取り組みます。

3. 部門別目標

(1) 居室ケアワーク部門目標

1) ホーム別 平成 30 年度運営方針

■ 愛の家

ホーム運営方針

◎お互いを認め合い、思いやりを持って生活を送ることで愛の家が居心地の良い場所となるようにする。

ホーム運営計画

①暴言暴力を禁止し、ホーム全員が安全で安心な生活を送る。

“何があっても暴言暴力はしてはいけないこと”を徹底し、お互いに気持ちのよい言葉、会話を増やしていく。

②子ども・大人が互いに協力し合い、居心地の良いホームを作る。

お互いに助け合い、思いやりを持って生活をする中で、ホーム全体が居心地の良い空間となることを目指す。

③子ども達が目標や目的をもって充実した生活を送れるようにする。

子ども一人ひとりが、目標や目的をもって日々の生活を過ごせるように、日々の対話を大切にする。特に年長児には日常生活の充実は勿論、園外活動を通して社会性を獲得し、経験値を高めることで自己解決能力を身に付けさせる。

④個々のアセスメントを行い、子どもの育ちに応じたレベル、方法で支援を行う。職員は専門性の向上を図る。(他専門職と密に連携を図り、意見を積極的に取り入れる。)

専門性を高めた支援を行っていくために、日々、個々のアセスメントを行い、その子どもにあったレベル、支援方法を検討し支援を行っていく。職員は OJT や派遣研修で学んだことを共有し、さらなる専門性の向上を図る。

⑤効率よく業務や子ども支援を進める。

記録作成やプレゼンテーション力の向上を図る。また、予定管理を徹底し、限られた時間を有効的に活用できるようタイムマネジメント力を身につける。

■ 鳩の家

ホーム運営方針

①ホーム運営の過程を個々の自立支援に還元していく。

②みんなで協力し、安心して生活できるホーム作りをする

③チーム間の連絡を密にして役割分担を明確化、共有し支援を行う

運営計画

①子どもと一緒に作業を通じて感謝の思いを育て、認められる経験を通じて自己肯定感の向上を図る。お互いの存在を認め合う中から、子どもたちにとって安心できる日々と安全な

生活を送れるよう支援を行う。

- ②担当職員間の連携を図り、意見の齟齬がないように子どもたちに対して一貫した支援を行う。

■ 百合の家

ホーム運営方針

- ①「みんなが思いやりをもって、安心できるあたたかいホーム」を目指す。
- ②「ホーム作りの過程を個々の自立支援へ還元できるホーム運営」を行う。

ホーム目標

- ①ホームの子ども達が安全で安心して生活できる空間を提供し、心を育む。
- ②グループワークを活用したホーム運営を実践する。
- ③職員個人のスキルアップとモニタリング、アセスメントの充実。

ホーム運営計画

- ①日常的な点検や小まめな掃除、洗濯などを通して、清潔な空間作りを行う。
- ②食卓で団欒の時間を過ごせるよう、楽しい雰囲気作りを心掛ける。
- ③日頃から他者に対する配慮の気持ちや接し方を職員が模範となって示す。
- ④丁寧掃除を週一回実施し、みんなでホームを大切に作る雰囲気を作る。
- ⑤年長児は年少児を見守り、年少児は年長児を見習えるような機会を意図的に作り、みんなでホームを作り上げる雰囲気を作る。
- ⑥意識的にOJTを行い、個人スキルの向上を目指す／各職員に責任を持たせることで資質向上を目指す。
- ⑦ホーム会議でモニタリングを行う／園内心理やFSW、統括主任にSVを依頼し、多角的な視点で課題対応を図る。
- ⑧「報告・連絡・相談」を徹底して、対応のズレや時間のロスをなくす。

■ 葡萄の家

ホーム運営方針

「お互いを認め合い 安心安全なホームを子どもたちと共に作り上げていく」

目標

- ①落ち着いた生活の提供
- ②グループワークを通して、お互いを認め合えるような環境を作る
- ③職員の連携の強化

運営計画

- ①個々の要望は出来るだけ丁寧に吸い上げ、生活を安定させることを第一に目指し、共有体験を通じて担当者と児童の信頼関係の構築を図る。
- ②「お互いに気持ち良く生活する」とはどういうことかを子ども達と共に考え、年長児を中心にグループワークを実践することでグループのまとまりを強化する。

- ③ハード面を活用した引継ぎを密に行い、連携を強化する。また、日々の支援の中での OJT を通してホーム内の OJT にも繋げていく。

■ 希望の家

ホーム運営方針

- ①職員、子どもたちそれぞれが協力して“希望の家”を作っていく！
②人としての倫理観、道徳心を養っていく

目標

- ①職員と子どもで協力し、みんなが安心できる環境を作り、子どもの心を育てる。
②職員間のチームワークを大切にし、子ども 1 人 1 人に専門性の高い支援を行う。

運営計画

- ①暴言・暴力は認めない。誰もが威圧されず、これ以上傷つけられない安心できる環境を作る。子ども同士の関わりを通し、相手の気持ちを理解できるように支援していく。
②子どもたちがお互いに思いやりを持って、自発的に協力し合えるように支援していく。常に社会に出たことを意識し、基本的な日常生活の常識を身につけられるようにする。
③子どもたちが常に大切にされていると感じ、家庭的な温かさを体験してもらえるように支援していく。人としての倫理観や道徳心を育てられるようにしていく。
④チームワークを大切にし、今まで以上に専門性の高い支援を行っていく。
⑤個々の児童の課題を明確に捉え、定期的にアセスメントを行い、方針の見直しを行っていく。

■ ヒソップホーム

ホーム運営方針

- ①子ども間の暴言・暴力、他者の権利を脅かすようなことを禁止し、子ども達の安心・安定した生活を提供する。
②職員間の引き継ぎや支援経過の振り返りを丁寧に行い、職員連携を強化する。

目標

- ①一人ひとりの違い（年齢・性別）を認め合い、個性にあわせた支援を行う。
②職員の専門性の向上
③年齢相応の社会性の向上

運営計画

- ①個別支援・グループワークを充実させる。
②グループホームの特質（食生活の充実・地域連携）を生かした取り組みを行う。
③引継ぎ漏れや支援の継続性が切れないよう、職員の連携強化を図る。

■ さくらホーム

ホーム運営方針

お互いの存在を尊重し合って、温かい雰囲気作りを目指す。

目標

- ①生活の枠組みをきちんと作る事で、日常生活が落ち着いたものになるようにする。
- ②年齢相応の社会性の獲得
- ③自己肯定感の向上
- ④職員の専門性の向上

運営計画

- ①お互いの立場の違いを理解する促しを行う。他者理解につなげることで、互いを尊重する心を育む。
- ②昨年度同様、本園との連携を密にして「安心・安全」で「落ち着いた生活」を実現できるようホーム運営を行う。

■ マナの家

ホーム運営方針子ども1人1人が尊重し合い、安心して生活できる環境を作る

目標

- ①子ども全員がお互いを尊重し合い、安心して生活できる環境を構築する
- ②子どもの自尊感情と他者理解の気持ちを育てる
- ③子どもの生活技術と自主性、社会性の向上
- ④職員のチームワークの向上と計画的な支援の実施

運営計画

- ①他者理解の大切さを伝え、子どもがお互いを理解し、認め合い大切にできることを目指す。
- ②担当職員が積極的に児童の良いところを認め、受容的な関わりや共感的理解をすることによって、子どもの自尊感情を高める。
- ③日常的に子どもの意見を大切に扱うこと、子どもが自分のことを自分ですることを習慣化することを心がけ、子どもが自主的・主体的に生活を送れるよう努める。
- ④職員間で引き継ぎや話し合いを密に行い、チームワークの向上を図る。
各職員が明確に役割を分担し、多角的に子どもへの支援に繋げる。
- ⑤自立支援計画の振り返りと見直しを丁寧に行う。継続した課題や新たに出てきた課題に対し、個別的・計画的に支援を行う。
- ⑥個々のレベルにあった生活スキル（調理技術・掃除・洗濯等）の獲得に向けて、日常生活の中で実践、経験する機会を積極的に設ける。
- ⑦地域の中で生活していることを活用し、近隣の方との挨拶や近所付き合いを通して、更なる社会性の向上を目指す。
- ⑧引っ越しをするため新しい住環境となる。生活場所が変わることによって子どもたちの心境の変化が予想されるため、個別的に柔軟に対応する。また、近隣の方との挨拶やコミュ

ニケーションを通して地域の中で良い関係性を築き、子どもたちが生活しやすい環境作りに努める。

2) 日常生活の支援

①生活の支援

子ども達の多くは、入園に至るまで望ましい食生活の経験が少なく、更には退園と同時に一人で生活しなくてはなりません。よって、栄養の知識・調理技術といった、食育・自立に必要なスキルは意識的に支援することが大切です。しかし、施設生活においては、一般家庭と同じように日常の中で自然に伝わるのが子ども達の記憶にも深く残り、望ましい形であると考えます。施設の生活は、環境そのものが学びの場です。食生活も生活と分けずに営まれることが家庭的な雰囲気を作り、食を通し子ども達の心の安心・安定にも繋げていくことが出来ます。

食に関する支援もケアワークの一部です。ホームで営まれる食事を大事にしながら、食育・自立支援に繋げていきます。

- i. 衛生的な食環境の提供
- ii. 明るく、楽しい食卓の雰囲気作り
- iii. 食わず嫌い、食事のマナー、正しい食習慣への指導
- iv. 料理に合った器での盛り付け
- v. 温かいものは温かく、冷たいものは冷たく食べられる配慮
- vi. 毎日の食事、ホーム調理を活用した、食育・食生活自立に対する支援
- vii. 子どもの好み、生活に合わせた、バランスの取れた食事作り
- viii. 体調不良の子への食事内容の配慮
- ix. 幼児に合わせた食事の進め方
- x. アレルギーの子の配慮、栄養士との連携

②衣生活の支援

子ども達が衣習慣を習得し、衣服を通じて個性が尊重され適切な自己表現ができるように努めます。具体的には、毎日の生活の中で、職員が子どもたちの衣服の状態を常に把握し、季節、冠婚葬祭、生活場面等に応じた衣服の選択、整理、保管などができるように支援します。また、半期に分けて、個別に子ども達と相談しながら衣服の購入計画書を作成し、購入にあたっては、子どもが自分自身で購入できる機会を提供し、子どもの希望が反映できるように努めます。同時に、子どもの発達段階に応じて、洗濯、アイロンがけ、繕い物等の方法を教え、子ども自身が衣服の自己管理ができるように支援します。また、自室に個々の収納スペースを確保し、自分の衣服の所有感が持てるように努めます。

寝具は年一回、専門の業者による査定を実施し、必要に応じて打ち直しや買い換えを行い、子どもたちに清潔で快適な睡眠を保障できるように努めます。

特に夜尿のある子ども達の布団は、学期に1度は丸洗いに出し、清潔に保てるように配慮していきます。

③住生活の支援

生活の場の安全管理と事故防止に配慮し、あわせて快適さの確保に努めます。

職員は子どもたちの生活環境が常に清潔で快適なものとなるように、日々の清掃や美化に努め、床、壁の補修、給排水設備、電気、ガス設備の維持・補修について迅速に行います。特に、震災等への備えに努め、日々の生活の中でも危険個所のチェックや予防を徹底し、事故防止に努めます。また、居室担当職員が中心となり、花壇の花植え、居室の家具配置の工夫等を心がけ、子どもたちと共に過ごしやすいホーム作りに努めます。

子どもたちに対しても、発達段階に応じて、居室の整理整頓、掃除、布団干し、ゴミ処理等の習慣が定着するよう支援します。

④健康管理の支援

医療機関と連携し、一人一人の子ども達の心身の健康を管理し、異常がある場合は、適切に対応します。

・具体的には、入園時に、保護者から子どもの既往症、予防接種の接種状況、アレルギーの有無等についてできる限り明確に聞き取り、その後も保護者と連携し、子どもたちの健康管理に努めます。

・日々の生活の中では、ホーム担当者が中心となり、子どもの健康状態や発育・発達状態を注意深く観察し、変化がある場合は、迅速に、適切な対応をしていきます。また、子どもの発達段階に応じて、子ども自身が生活時間を組み立て、自分の健康を自己管理できるように支援します。

・アレルギーや喘息等、特別な配慮が必要な子どもについては、嘱託医の助言を受けて生活の中で丁寧に支援します。環境改善や食事療法が必要な子どもは、管理職、栄養士・調理とも連携しながら対応に努めます。その他、精神面や生活上特別な配慮を必要とする子どもについては、医療機関及び教育機関と連携しながら、当園内にも緊急対応体制を敷き注意深く見守ります。

・服薬管理が必要な子どもについては、子ども自身にも必要性が理解できるように説明し、医療機関と連携しながら、服薬や薬歴のチェックを行っていきます。

・年2回嘱託医による健康診断を実施し（春の検診は、幼稚園・学校等の健康診断結果を適用）、子どもの健康状況、発育・発達状況について把握し、必要に応じて適切な治療が受けられるように支援します。

・実施されていない予防接種に関しては、保護者と相談し、金銭面で課題がある場合は、園の支援者の協力を得てつくられた予防接種基金を活用し、退園までに可能な限り接種できるように努めます。インフルエンザの予防接種は、保護者の了解を得た上で、原則として全員に実施します。

3) 子ども集団への支援

①季節行事の実施

子どもたちの生活経験、自己表現の場として行事を企画し、実施します。端午の節句、七夕祭り、お月見、幼児祝福式（七五三）、餅つき、七草、鏡開き、節分豆まき、ひな祭り等の日本古来の四季折々の行事については、子どもたちが将来家庭を持った時に継承できるように伝達していきます。

②全体行事の実施

園内独自の行事プログラムについては、子ども達の興味や趣味を尊重し、常に質的向上に努めています。また、企画、運営にあたっては、子どもたちが主体的に関われるように企画し、招待行事等への参加については一人一人の自由な選択を尊重します。

園全体の行事としては、夏休みガーデンパーティー、クリスマスページェント礼拝、発表会、ボランティア感謝お別れ会、卒業進学お祝会等を実施します。これらの行事についても、開催目的を明確にし、できるだけ子どもたちが主体的に参加できるように努めます。

エージグループ別の行事として、幼児（小学校1年生を含む）及び小学生（2～6年生）を対象とした夏期キャンプを実施します。中高生は、1年間を通して担当する職員を固定し、策定した自立支援プログラムを基に、子ども達が自立に向けて、積極的に参加し意欲の向上を目指せるように、レクリエーション活動も導入しながら多様なプログラムを提供します。

なお、これらの実施にあたっては、子どもの所属するクラブ活動の日程等個々の事情、あるいは価値観等の違いによる個々の意志を互いに尊重していきます。

高校生に対しては、話し合いの場を多く設定し、価値観や倫理観について、子ども同士が意見交換する中で、自己覚知をし、体得できるようなプログラムを実施します。それらを積み重ね、自立後の生活が主体的に組み立てられるよう支援します。

また、園外（海外も含む）での社会体験の場を多く提供し、実社会を体験し、視野を広め、目的をもって自己実現していける進路選択ができるよう支援します。

ホーム別の行事としては、ホームに配分されている予算を基に、ホームの絆を深めることや、良好な人間関係構築のために、ホーム外出等を実施します。

その他、個々の状況に合わせて、職員と子どもの個別外出プログラムの計画実施、さまざまな協力機関からの招待行事等への参加を検討、それらを用いて、子どもたちの情緒の安定や情操教育に努めます。

③文化、教養娯楽活動の実施

休日やプログラムのない時間は、子ども達の希望を尊重し、子ども達が自由に過ごせるよう配慮します。また、子どもの友人との交流についても、子どもの健全な発達を考慮した上で、自由に交流できるよう支援していきます。

子どもたちが興味や趣味に合わせて、自発的活動ができるよう、子どもが希望する学校のクラブ活動への参加、地域のサークル活動やレクリエーションへの参加を可能な限り支援し

ていきます。

意欲の少ない子ども達に対しても、子ども達の発達段階に応じた様々な社会資源を提供し、個別的に子どもたちが自己実現できる場や機会が多く持てるよう支援していきます。

i. ギタークラブ

30年度もこれまでと同様に月1回程度の活動を実施していきたいと考えています。ガーデンパーティーと発表会で成果を披露していきます。

ii. ハンドベル部

ハンドベルの練習を通して協調性や創造性を育み、人間関係を学べるように、子どもたちを主体として練習に取り組んでいます。毎月1~2回、発表前には集中して練習を行い、発表会で演奏発表を行うことで、達成感を得ることを目的の一つとし、また、地域コンサートの鑑賞等を通し、社会体験や公共の場でのマナーの獲得などに繋げていきたいと考えています。

(その他の取り組みの詳細は「ボランティアとの連携」を参照)

4) 学校生活、学習の支援

学校教員と十分な連携をとり、子ども達の学校での様子や必要な学力向上のための情報を把握し、学習ボランティアの協力を得て、子ども達個々の学力に応じた学習ができるように支援します。特に受験期の子ども達に対しては、早い時期に進路目標を設定し、達成に向けて積極的にボランティアの開拓を行っていきます。

① 学校教育機関との連携

特に、教育機関との連携を重視し、難しい課題をもつ子どもへの適切な対応の連携や、情報交換と相互理解を深めるために、今年度も地域小学校教員並びに駒沢中学校教員と年1回の交流会を開催していきます。それ以外にも各学校で実施される防災訓練やお餅つきに参加し、学校を中心とした地域社会と連携を深め、総括的に子どもが見守られる体制を築きます。

i. 地域小学校交流会

本園の児童が通学している駒沢小学校、旭小学校、弦巻小学校、桜小学校教諭との連携と児童の共通理解を深めるために、今年度も開催します。園全体の取り組みを知ってもらうための全体会を実施。それを基に学年別の分科会にて活発な意見交換をし、有意義な時間とします。

ii. 地域中学校交流会

子どもたちが通学している中学校の教諭との連携、児童の共通理解を深め、相互の協力体制を作ることを目的に今年度も開催します。全体会では当園の取り組みや、児童養護を取り巻く状況についての話を行い、分科会では学年ごとに分かれて懇談の場を持ち、中学校教諭と当園スタッフの意見交換を通じて双方の指導理念、方針の共通理解をめざします。今後の子ども支援に十分活用していくことを目的に実施します

②学習ボランティアとの連携

子どもたちの学習支援のために、大学生を中心とした学習ボランティアの協力を得て学力向上に努めます。子どもの希望に沿ったボランティアの開拓を行い、より効果的な活動ができるよう連携し支援します。

(詳細は「ボランティアとの連携」を参照)

6)宗教教育プログラム

当園はキリスト教（プロテスタント）の精神に基づいて築かれ、基本理念における重要なプログラムです。伝統的に行われている園内礼拝は、今年度も毎月2回実施し、「一人ひとりが尊い存在であること」を中心に、自己肯定感、互いを尊重する心を育てます。イースター礼拝や七五三の幼児祝福式、クリスマスページェント礼拝も併せて行っています。子ども達の参加については、一人一人の自由な選択を尊重しています。担当牧師は荻野泰弘牧師（シオンキリスト教団蒲田教会）渡邊俊彦牧師（上馬キリスト教会）にお願いしていきます。

7)ボランティアとの連携による支援

当園は子ども達が地域社会の一員として、生活自立できることを目指しており、その懸け橋となる地域のボランティアの方々を幅広く受け入れていきます。また、ボランティア活動が子どもたちの最善の利益となるように、ボランティアを育成していきます。ボランティアの受け入れについては、「ボランティア受け入れ指針」に沿って、受け入れ窓口を決め、ボランティア担当者による面接とオリエンテーションを実施します。ボランティア希望者に対しては、面接において活動への意欲と意思確認を行い、オリエンテーションの中で、園の基本方針や守秘義務について説明し、十分な理解を得られた上で登録し、子ども達のニーズに合わせて紹介していきます。

また、活動しているボランティアに対しては、年度初めに園の紹介と交流を兼ねた機会を設け、ボランティア同志の交流や互いの活動について学び合うことで、活動への意識を高め、活性化に努めます。その他にも定期的に振り返りの場を設け、個々の面接を実施して、マンパワーとしてのボランティアの育成に努めます。

i)ボランティアによる日常生活支援

①生活ボランティア

日常生活の中で、子どもたちに可能な限り丁寧な支援を提供するため、夜の時間帯や、子どもの多い土日の日中の時間帯に2人以上の大人が子ども達を援助できるように、生活ボランティアを受け入れていきます。子どもたちの身近での支援のため、専門的な学びをしている福祉系・教育系・心理系の大学生または大学院生を中心に構成します。特に社会福祉の学

びを兼ねている学生に対しては、将来的に、社会福祉の現場でマンパワーとして活躍できる人材育成も視野にいれながら、助言も行っていきます。

②繕い物

長年にわたって当園を支援してくださっている、コドモの園幼稚園関係の近隣の主婦ボランティアグループ「カンナの会」による繕い物の活動を、今年度も依頼していきます。被服等の管理に多大な貢献が実践され、今後についても期待されています。また、浴衣の着付けや、生け花、茶道等子どもたちの情操教育にも貢献してくださっており、今年度も企画し、講師として依頼をしていきます。

③幼児養育への援助

地域の主婦グループであるカンナの会、ぶどうの会、たんぼぼの会、ベリーの会による未就園児対象の午前10時から12時の幼児保育を今年度も依頼していきます。子育て経験豊富なお母さんたちが子どもたちへの優しく温かい対応に、職員も学ばされることが多く、また子どもにとっても様々な遊びに触れる機会となり、実り深い活動となっています。また、職員会議や研修等にできるだけ多くの職員が参加できるよう、幼児の昼食を介助してくれる12時から14時の昼食ボランティア、チュチュの会を今年度も依頼します。

④理容・美容サービス

幼児と小学生に関しては、昨年度から開始したボランティアの美容師に各月1回来園して頂き、子どもたちの希望に応じて頭髪をカットして頂く活動を継続します。

また中高生に関しては社会経験として地域の理容・美容店を利用し、カットをお願いしていきます。

⑤園内整備ボランティア

種々の分野で活躍中の社会人の有志からなるグループで、今年度も月1回、定期的に園内の整備をお願いします。活動は園内の美化に貢献するばかりではなく、一緒に作業することを通して、子どもたちと触れ合い、コミュニケーションを図ることで、自然な形で楽しみながらお手伝いができ、良い影響を受けています。今年度もより良い活動ができるよう支援していきます。

⑥写真撮影

プロの写真家のボランティアが、七五三、クリスマス会、お別れ激励会などの当園の主要行事の際、撮影担当として参加し、子どもの成長の記録としての写真を提供してくださっています。子ども達ひとりひとりにとって貴重な記録であり、30年度も引き続き依頼をしていきます。

ii) ボランティアによる文化、スポーツ、教養娯楽活動の支援

①ピアノ教室

月2～3回の活動を行います。子どもたちが楽しんで意欲的にピアノを弾けるよう、先生方と相談しながら行っていきます。子どもの状況によっては先生宅で、団欒の中でリラックスしてレッスンをさせてもらう機会も持っています。毎回のレッスンが円滑に進

むよう、日々の練習を大切に、さらなる技術の向上を目指します。また、発表会など子ども達の練習成果が発揮できる場を設け、意欲や自信に繋がる機会とします。

②異文化交流

子どもたちが外国の方と交流し、日本とは異なる文化や言語に触れることで異文化の理解に繋げ、視野を広げるために住み込みの韓国人留学生による韓国語講座を月に1・2回開催します。子どもたちと食事や遊びの中で関わる機会を定期的に持ち日常生活の中でも交流を持てるようにします。

③遊びのプログラム「開発くん」

ボランティア有志より指導をいただき、幼児～小学生を対象とした遊びながら科学を学べるプログラム「開発くん」を毎月一回実施します。また、希望児童を対象に個別プログラムとして毎月一回のレゴとパソコンを連動させたロボット作りやスクラッチと呼ばれるプログラミングを体験する活動をしています。また、夏休みには自由研究のお手伝いをして頂いています。その他に、招待していただいた科学イベントへの参加も、希望児童を対象に行います。

④茶道教室

月1回、第3土曜夜18時半～2時間本館2階の和室を利用して行います。日本の礼儀作法を身につけ日本古来の茶を嗜むことを目的とし活動します。学校作法に基づいて裏千家を教えて頂いており、人数・時間の関係もあり対象は中高生に限らせて頂いています。また、1月の初釜では、晴れ着を着てお食事を頂き、その後園内の子どもたちや職員を招待してお点前をします。日々のお稽古が発揮できる場、活動の成果を披露する機会にしています。

⑤生け花教室

今年度も引き続き毎月一回活動を行います。先生のご指導のもと、生け花の基本を教わります。毎回季節や行事に合わせ、子どもたちが楽しみながら生けられるように活動していきます。発表会では子どもたちが生けた作品を展示し活動の成果を披露する機会にしています。

⑥ダンス教室

子ども達からも関心が高いヒップホップダンスの教室を小学生以上の希望児童を対象に開催します。先生のご都合に合わせて毎月1回の練習を行い、ダンスを通して自己表現を習得し、集団で練習行うことによりコミュニケーションを豊かにすることを重視して活動を行っていきます。また、半年に1度の園内での発表を目標に置く事により、子ども達の意欲を高め、達成感を得ることを目的とします。

iii) ボランティアによる学習支援

①恵泉女学園大学シェアリング部、学習院大学社会福祉研究会、慶應義塾大学ライチウス会の学生グループによる学習指導

週一回のペースでグループ毎に曜日を設定し、マンツーマンでの学習指導が確保できるよう、担当の子どもを決めて活動していただきます。新規に参加される方を対象にオリエンテーションを行い当園でのボランティア活動について説明を行います。また毎週の学習指導後

に反省会と連絡帳の記入を行い、ボランティアと職員との相互理解を深めます。通常の活動以外でもガーデンパーティー、餅つき等の当園諸行事への参加や、クリスマス礼拝にご招待し当園や子どもたちへの理解を深めて頂きます。また学生ボランティアからの学園祭の招待に参加し交流を深めます。

年度末には、卒業・またはボランティア活動を終了される方を対象とした「ボランティア感謝会」を行い、子どもたちと共に感謝の気持ちを伝える時を持ちます。

②個別学習ボランティアによる学習指導

今年度も子どもたちの希望を聞き、特に、受験期の子どもや個別指導が必要な子どもを中心に継続していきます。地域の方や会社員のボランティア希望者を受け入れ、個々の子どものニーズに合わせて、ボランティアの自宅や本館ミーティングルーム等の利用も組み入れながら、学習指導をお願いしていきます。

8) 社会的自立に向けての支援

①進路選択の支援

進路指導マニュアルにより、園全体で企画実施している「進路選択の時期に達した子どもたちへのオリエンテーション」をきっかけに、受験をめざす子どもの学校見学、あるいは志望校の選択、また、就職をめざす子どもへの就職活動、社会体験プログラム、自立訓練の実施等のプログラムに添って支援して行きます。

<中学生プログラム>

中学生プログラムは高校生が自立に向けたプログラムを行っていく前段階のプログラムとして位置付けています。年度初めに担当者での話し合いを行い、中学生プログラムのテーマを設定し、全体テーマに基づいて学年別テーマも立て、テーマに沿ったプログラムを検討し年間を通して活動を行います。

生活内の自立度を子ども自身が振り返り、日常生活に反映させていくために行う自己チェックリストの実施、子どもの興味関心を広げるきっかけにもなる夏のボランティア体験プログラムやキャンプの実施、また、様々な人とふれあう社会体験プログラムを実施し、社会体験を重ねる中で自己や他者への理解が深まるよう支援します。

<高校生プログラム>

年度当初に在園児童の傾向と課題を高校生担当が討議し、「高校生プログラムの方針」を立て、その方針に沿い年間を通して自立に向けて取り組みます。

高1生に「新高校生オリエンテーション」、高2,3生に「進路選択のオリエンテーション」を実施し、高校生としての自覚と自立への意識向上を図ります。高校生の「自立チェック」を実施し、経済概念・生活力・自覚・協調性・社会性と様々な視点から子ども自身の自立度を計測し、自立への自己理解を深めます。

それを基に、子ども自身が視野を広げ、自立に向けた課題に向き合えるよう高校生を集めたグループワークを実施します。また、海外での活動プログラム、社会体験プログラムへの参

加を促し、子どもが社会的自立に向かえるよう支援します。

②自立に向けての支援

子ども一人一人に「自立支援計画」を策定し、日々の生活の中で、状況にあった自立支援が行えるよう担当職員を中心に、変化に合わせて常時見直し、支援します。

小舎制並びにグループホーム制の採用による家庭に近い生活の中で自立に向けての支援は行われています。それと共に、高校生に対しては、園内の建物を使い、高1年時から2泊3日程度の期間で個人、小グループでの生活体験学習（自立訓練）を実施します。学年が上がるごとに実施期間を延ばし、高3時には1週間から2週間程度の期間で実施します。この期間では、生活の流れを子ども自身で組み立て、一定の予算の中で生活のための出費を配慮することや栄養バランスの取れた食事、調理体験、通学、一人生活の孤独感などを体験します。

また、同性同学年のグループでも自立訓練を行います。個人・グループそれぞれの訓練では、立派にやり遂げることを想定したものではなく、自分が出来る事、出来ない事を知ること、他者への配慮を学ぶことを目的としています。実施後には評価会を行い当事者の自己評価や担当職員、事務、栄養士などからの評価とアドバイスを受け、自立に向けて、当事者が自ら問題や課題を体得できる機会とします。所属ホームでの暮らしと生活体験学習を相互に行いながら、課題を克服していき、主体的で豊かな社会自立が実現されるよう取り組んでまいります。

③大久保秀夫育英基金制度の活用

当園協力者大久保秀夫氏のご厚志により、当園を巣立って大学、短大、専門学校等に進学する児童の学校納付金相当額を支援する大久保秀夫育英基金制度が、平成20年に創設され継続されています。

30年度は、給付予定はありませんが、自立に向かう在園児童へ制度の周知を図ります。

④自己形成のための様々な体験の機会の提供

子どもたちに招待プログラムの様々な体験を通して社会性を身につけ、情緒を育て、知識の幅も増えるよう、招待係からインフォメーションを行い、活用していきます。プログラムの内容については、よく吟味し、安全で有意義なものを選択しています。

招待については、今年度も野球やサッカー観戦、演劇・映画・サーカス・ミュージカル・コンサート鑑賞、自然体験教室への参加、アミューズメントパーク、花火大会などのプログラムを提供していきます。

上記のものは、園内行事だけでは子どもの要望に応えるには難しいものが多く、特に野球やサッカー、アミューズメントパークの招待は、毎年子どもがとても楽しみにしています。またジャガイモ掘り、小松菜採り、サツマイモ掘り、花火大会などは園の恒例行事になっており、これらプログラムを子どもの年齢や能力に合わせて参加させていきます。

9) 学校、地区委員会等との連携

施設が地域社会の一員として社会的役割を果たせるために、地域が求めるニーズを把握し、

可能な限りそのニーズに基づいた事業や活動を行えるよう、計画、実施していきます。

①駒沢中学校PTA活動

本園中学生が通学している世田谷区立駒沢中学校において、理事長は引き続き今年度も外部評価委員長として子ども達の健全な成長を図ることを共通の目的とし、地域家庭並びに学校教員との相互の協力と理解を深め、世田谷区上馬・駒沢地域における教育環境の改善、充実に向けて役割を果たしていきます。

また、PTAからの要請に応じて、学校行事の手伝いに積極的に参加し、父兄や地域との関係構築に努めます。

②青少年上馬地区委員会

上馬地区の一員として、委員会に参加し、委員会主催の地域行事には、可能な限り協力し、場所の提供、人力の提供をしていきます。

③駒沢小学校PTA校外班活動

今年度も当園小学生が通学している駒沢小学校PTA 校外委員会委員の役割を担っていきます。校外委員1名の役割を担います。校外委員の業務内容は月1回の常置委員会、児童名簿の作成を行います。また、馬だし・防犯パトロール・集団登下校の調整を校外委員が実施します。園として、引き続き「こどもをまもろう110番」を継続します。

千葉統括園長は引き続き学校評議委員・外部評価委員として子ども達の健全な成長を図ることを共通の目的とし、地域家庭並びに学校教員との相互の協力と理解を深め、世田谷区上馬・駒沢地域における教育環境の改善、充実を努めます。

10) その他の支援

①パソコンの利用

子どもたちが生活する各ホームには、それぞれ1台ずつインターネットに接続された子ども用のパソコンがあります。子どもたちはパソコンの使用方法を学びながら、インターネットを用いて調べ物や、学校の課題に取り組むなどしています。ただ、社会的にみると、子どもがインターネットを使用する際には危険も伴い、子どもが犯罪に巻き込まれることも増えており、学校や警察からの指導も受けつつ、子ども用パソコンには悪質サイトへの接続を防ぎ、個人情報を守るためのフィルタリングを導入して安全なインターネットの使用に努めています。

②ゲーム機遊び

現在はゲーム機を各寮舎へ配布し、それぞれで管理しています。全体としては、ゲーム機の周辺機器の管理、整理、貸し出しを行います。子ども達の使用時間や頻度についても適宜調査、指導を行い、偏った使用にならぬように園としての基本的なルールの見直しも行っていきます。

③自転車調整

園で所有している自転車の整備・修繕・廃棄・整頓などの管理を行っています。園内の小

学生～高校生一人ひとりが自転車を使用できるよう園全体の自転車を配布・調整しています。自転車を一人ひとり持つことで、物を大切にする意識も養います。

月一回の自転車整備安全チェックを各ホームに実施してもらうことで、子どもが安全に楽しく自転車に乗れることに加え、職員の子どもへの安全に対する意識の向上も促します。

また、共用一輪車、幼児用三輪車などの点検整備も行い子どもたちが遊びのなかで怪我をしないように努めていきます。

世田谷警察署にご協力頂き、自転車教室を実施することで自転車の正しい乗り方や交通ルールを確認し、子どもの安全に繋がります。

④写真管理

子どもたちの成長の記録や行事の記録のために写真撮影をしています。現在はデジタルカメラが各ホームに1台ずつありますが、個人情報保護の観点から事務室で一括管理し、必要なときには管理台帳に記入の上、持ち出して使用しています。同じく個人情報保護の観点から職員個人所有のカメラや携帯電話による子どもの撮影は禁止しています。また七五三やクリスマスなどの行事の際には、カメラボランティアであるプロカメラマンに協力を依頼し、撮影をお願いしています。写真は年に数回現像して子どもたちそれぞれのアルバムに保管しています。

(2) ケースワーク推進部門目標

ケースワーク推進部門は家庭支援専門相談員・自立支援コーディネーター・里親支援専門相談員から成り、ケースの進行管理を担います。それぞれの職種にとらわれず、全ケースに関わるケースマネージャーチームです。

支援にあたってはホーム担当ケアワーカーとの協働を基本とし、各種支援計画の作成と実行、評価などに対して助言や指導を行います。また在園中・退園後の子どもと保護者への支援や関係機関との協議・連携をサポートします。また、それぞれが児童部会の委員会に所属し、情報を得て学ぶことで専門性の向上を図り、支援に生かします。さらに意図的にホームでの子どもの生活場面に触れることにより、子どもの理解を深め、ケースマネジメントに反映させます。

(4) キャリアアップ推進部門目標

職員派遣研修については、職員の専門性と組織性の向上を目的に、継続して行います。自由選択した研修への参加と、指定した研修への参加を各職員1回ずつ、合計年2回を基本とします。指定参加する研修に関しては、それぞれの職員について育成計画を立て、計画に沿った研修の参加を実現できるよう工夫していきます。経験年数10年以上の職員にはリーダーシップの確立を目的とした研修、経験年数1～3年の職員に対しては具体的な個別援助技術の習得を目的とした研修といったように、職員の経験と成長段階に合わせ、園長と研修係とで研修を選定して指定します。また、派遣された研修の内容がOJTを通して実践に活かせることを目指します。

(5) 食生活支援推進部門目標

当園の子ども達は、心身が著しく成長する時期にあり、十分な栄養を摂取するためにバランスの取れた食事は重要です。更に、子ども達の中には退園後一人で生活をしなければならぬ子どもも多く、調理技術や栄養知識の習得など食生活に対する自立支援も必要です。

しかし、子どもたちの多くは望ましい食生活の経験が少なく、家庭的な雰囲気の中でそれらの支援がなされることが子ども達の心の安定を育む上でも大切だと考えます。

よって生活の一部、ケアワークの一部として、食育・食生活の支援がなされるようケアワーカーと連携を取りながら取り組みます。

1) 子ども達の心身の成長に十分な栄養管理

- i. 食事摂取基準量の算出・充足
- ii. 食糧構成の作成
- iii. 残食調査の実施
- iv. 嗜好調査の実施
- v. 給食費の予算（一人当たり 1050 円）
- vi. アレルギー対応
- vii. i～viを満たした、献立作成

2) 食育・食生活の自立に繋げる支援

- i. ホーム調理の実施（本園のみ）
- ii. グループホームの食生活・献立チェック
- iii. 行事食の実施
- iv. 調理室で子ども達と一緒に作る、おやつ作り（発表会等）
- v. 食に関するアンケートの実施・公表

3) 食環境と衛生管理

- i. キッチンチェックの実施・講評（年4回）
- ii. 衛生の関する講義（職員会議にて）

4) ケアワーカーに対する、食支援

- i. 新任職員向け料理教室の実施
- ii. ベテラン職員向けの料理教室の実施（子ども達に好評なメニューを中心とする）

5) その他の食支援

- i. リクエストメニューの実施
- ii. 選択食の実施
- iii. 誕生日メニューの実施、誕生日カードの作成
- iv. 栄養士、調理員のホームへの食事入り（栄養・調理技術指導、コミュニケーション作り）

4. 各部門共通の目標

(1) 職員の資質とモチベーションの向上

1) 職員による小研究会（ワークショップ）活動

平成 23 年度より 3 年間にわたり、管理職を除く全職員を 7 グループに分けて、園内に小研究会（workshop）を立ち上げ、それぞれに研究テーマを決め、計画に沿った研究活動を継続してきました。

29 年度からは第 3 期が始まり研究テーマのアンケートを実施し 8 グループとなりました。30 年度も各グループ作成した計画に沿って研究活動を実施していきます。

2) スーパービジョン

今年度もスーパービジョンを、全職員を対象に行い、専門家養成を目的として実施します。月 1 回または、隔月で計画し、主に直接処遇職員を対象に、ユニット形式で実施し、支援計画の妥当性、リスク予測、効果予測について職員自らが証明できることを目指します。個人でのスーパービジョンも希望に応じて随時、実施していきます。

また、園内においても、施設長、統括主任、F S W、主任、副主任が中心となり、処遇の点検、職員の相談を受け付け、職員がひとりで問題を抱え込まず、組織として対応できるようスーパービジョン体制を確立していきます。

(2) 福祉人材の育成

今年度も福祉人材養成機関に対し積極的に実習機会を提供し、次代の福祉マンパワー養成に協力します。実習生の受け入れにあたっては、「東京育成園社会福祉士実習プログラム」により以下の 5 項目の目的を設定して実施します。

- ①児童養護施設東京育成園の事業を学ぶ
- ②子どもを理解する
- ③ケースワークにおける FSW の働きを学ぶ
- ④他機関や地域との連携を学ぶ
- ⑤自己覚知を行うとともに児童養護施設職員としての自らの資質を考える

また、次の 3 段階による学びを設定し、これに基づく詳細なカリキュラムを提示し、実習を指導します。

段階	期間	内容
第一 段階	実習開始～ 7 日目	<ケアワーク実習> 家事全般（掃除、洗い物、洗濯）、子どもの対応
第二 段階	8 日目～ 15 日目	<ケアワーク実習> 家事、環境整備の意味の考察、個別課題支援について学ぶ
第三 段階	16 日目～ 実習終了	<ケースワーク実習> ニーズ把握、アセスメント、プランニング、モニタリング などのソーシャルワークを学ぶ（個別援助計画作成）

実習を受け入れる福祉人材養成機関は、法政大学、日本社会事業大学、大妻女子大学、昭和女子大学、日本女子大学、明治学院大学、聖学院大学、大正大学、東京家政学院大学、東

洋大学、玉川大学、白百合女子大学、立教大学、東洋英和女学院大学、共立女子大学、目白大学、ルーテル学院大学、青山学院女子短期大学、田園調布学園大学、及び上智社会福祉専門学校等とします

(3) 災害防止対策の取り組み

災害防止対策の取り組み方針は次のとおりです。

①全ホームの防災設備の整備充実を図ります。

防災設備としての避難階段、避難口（非常口）の点検、確認。消防用設備としての自動火災報知設備、非常通報装置、非常警報設備、避難器具（避難はしご）、誘導灯及び誘導標識、防火用水の整備、防火バケツの点検、確認。カーテンが防災の性能を持ったものであることを点検、確認などを定期的に行います。

②消防計画の周知徹底を図ります。

③非常対策編成表の充実を図ります。

④各種防災訓練の積極的実施の充実を図ります。

避難・通報・消火に関する訓練を毎月実施します。時々消防署員に来園を要請し、訓練参加を通して指導を受ける機会を設けます。また、口頭、図上による防災教育、自動火災報知機発報時における受信機の取扱い方法の講習、炊き出し及び地域における広域避難訓練への参加、救急法の講習を園内研修の中で実施するなどの取り組みも行います。

防災訓練実施計画

訓練の内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
	16日	15日	16日	1日	20日	8日	28日	15日	24日	26日	14日	18日	
避難誘導訓練	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12回
消火訓練	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12回
通報訓練		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	10回
地震訓練		○		○		○		○	○	○		○	7回
図上訓練		○											1回
夜間訓練						○							1回
その他の訓練			※1	※2			※3	※4		※1	※4		4回

※1 非常食を利用した炊き出し訓練：電気が使用できない状況下での調理訓練を実施。

※2 災害による電話の不通を想定し、災害伝言ダイヤルによる情報収集の訓練の実施。

※3 地域町内会と連携し、「地域合同避難・防災訓練」の実施。

※4 同敷地内にあるコドモの園幼稚園、オリーブ保育園との「3園合同防災訓練」の実施。

⑤緊急時連絡網等の整備の充実を図ります。

非常通報装置と職員緊急電話連絡網の整備の充実を図り、非常通報装置の取扱いの習得や災害時優先電話についての講習、職員緊急電話連絡網を用いての非常時連絡訓練なども実施します。

⑥消防署の立入検査の充実を図ります。

⑦防災設備の保守点検の充実を図ります。

年2回の業務委託による自動火災放置機の点検を行い、1回は消防署への届け

を行っています。また、防火管理者による年2回の自主点検等を実施します。

⑧グループホームの災害対策の充実を図る

ヒソップホーム、さくらホーム、マナの家の防災係と本園の防火管理者が分園専用の災害対策マニュアルを軸に連携を強化し災害対策の充実を図ります。また、地域の防災訓練等に参加するなど防災に対する知識を深めます。

⑨その他の取り組み

大地震対策要項の整備、点検、災害発生時における職員対応マニュアルを作成し各ホームに配布します。また災害時における地域との防災に関する協定の締結を目指します。グループホームにおける災害対策の充実を図ります。必要な各種防災用品を購入していきます。非常持出品、救急医薬品の各部署への配布とその管理を行い緊急時に支障なく活用できるように備えます。災害だけでなく世田谷警察署防犯係に依頼し、防犯に対しても学習します。

(4)安全管理

①遊具管理

子ども達の安全を第一に考え、日常的な点検と1カ月ごとの保守点検を実施します。日常点検では、男性指導員が行う朝夕見回りの際に子どものホーム内外に破損した遊具がないか、園内で危険な箇所はないかを常にチェックし、見つけた場合は迅速に処理、片付けを行います。保守点検ではブランコや滑り台のボルトの緩み等を工具にて点検し、異常があった場合は迅速に修理します。

また、小さい遊具については、幼い子どもの誤飲や誤った使用がないよう、幼児の手の届かない場所、鍵のかかる場所に管理します。

②園車管理

現在4台ある園車を法令に准じて、適宜、保守・点検し、安全な運行を心がけます。また、引き続き、車種によって用途（通院用1台、行事や外出、買物用3台）を仕分け、子どもの怪我や事故等の緊急時に備えます。

③建物管理

本館並びに希望・鳩の家について、建築基準法第12条第3項の規定により建築設備定期検査を実施し、特定行政庁（世田谷区都市整備部）に報告します。

(5)その他の活動

①東社協児童部会従事者会への参加

東社協児童部会従事者会の運営委員を当園より1名選出し、活動に参加し協力していきます。毎月1回の運営委員会への出席の他、所属する部の活動、学習会に参加します。オレンジボンキャンペーンや、虐待死を悼み命を讃える市民集会にも参加していきます。

②東社協児童部会従事者会第2，3ブロック会への参加

東社協児童部会従事者会第2・3ブロック会の運営委員1名を選出し、この会の活動に参加していきます。2・3ブロック定例会への参加、同定例会が企画する学習会、施設見学及び

総会等の企画運営のほか、学習会等への園内職員の積極的な参加を促し、ブロック間の情報共有、各施設の支援向上を目的として取り組みます。

④国際精神里親運動（CCWA）への参加

30年度も継続して実施します。チャイルドファンドジャパンを通じてフィリピンの子ども2名に対し、年度始めに奨学金を送り、併せて、クリスマスやイースターの時期、支援児童の誕生日に手紙を送り交流を行います。また、募金活動の呼びかけ、運動本部発行の機関紙や支援児童の成長記録を職員に回覧することで理解を深めていきます。

⑤園内従事者会

職員の専門性向上を目的に、学習会や研修報告会、ケース検討会等を行います。内容については、必要に応じて職員にアンケートを実施し決定します。また職員間の親睦を深めることを目的に交流会を実施します。

